

令和6年度第1回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和6年7月4日（月）午後1時30分～午後2時41分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員14名

公益 押野委員、コーエンズ委員、丸山委員、本間委員、村山委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、西部委員
使用者側 太田委員、大沼委員、木村委員、丹委員
【欠席】 使用者側・江袋委員

（事務局） 小林山形労働局長、松岡労働基準部長、門脇賃金室長、
那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- （1）山形地方最低賃金審議会運営規程について
- （2）山形県最低賃金の改正決定について（諮問）
- （3）審議日程について
- （4）専門部会設置について
- （5）山形県最低賃金の改正決定に関する意見聴取について
- （6）その他

5 議事経過

○事務局：門脇

ただ今から令和6年度第1回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。議事に入るまでの間、事務局門脇が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、開催にあたりまして、山形労働局長の小林よりご挨拶を申し上げます。

○小林労働局長

山形労働局長の小林でございます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より、労働行政、とりわけ最低賃金審議会の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対し、重ねて感謝を申し上げます。皆様には、昨年4月から2年間、当審議会の第53期の委員をお願いしております。どうぞよろしくお願申し上げます。

ご承知のとおり、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定や労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保、更には国民経済の健全な発展に寄与するという大変重要な役割を担っております。昨年度の山形県最低賃金の審議におきましては、ランク区分の見直しがあり、山形はCランクに位置付けられましたが、委員の皆様が精力的に審議を進めていただいた結果、これまでで最高の46円引上げの900円で10月14日に改正発効することができました。また、産業別の特定最低賃金につきましても、四業種においてそれぞれ42円引上げ、12月25日に改正発効することができました。改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、先日閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針 2024、骨太の方針ですけれども、公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標の早期達成や地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるといった中長期のビジョンあるいは地域間格差是正に関する問題への言及がなされています。また、今年の春季労使交渉における賃上げ率は、1991 年以来 33 年ぶりの高水準となる一方で、実質賃金が 25 か月連続でマイナスとなるなどといった現状もございます。このような情勢においては、昨年以上に困難な審議が予想され、委員の皆様には大変ご苦労をおかけするかと考えておりますが、最低賃金制度の重要性に鑑み、真摯なご議論のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。簡単ではございますが、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○事務局：門脇

本日は、今年度最初の審議でございます。また、4 月 23 日付けで使用者代表委員 2 名の交代もありましたので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料 1 ページに委員名簿を準備しておりますのでご覧ください。それでは、公益委員から名簿の順にご紹介させていただきます。押野委員です。コーエンズ委員です。本間委員です。丸山委員です。村山委員です。次に、労働者代表委員をご紹介します。石川委員です。遠藤委員です。大類委員です。柿崎委員です。西部委員です。次に、使用者代表委員をご紹介します。江袋委員におかれましては、本日急遽のご事情により欠席になっております。太田委員です。大沼委員です。木村委員です。丹委員です。次に、事務局の職員を紹介いたします。山形労働局長の小林です。労働基準部長の松岡です。賃金指導官の那須です。賃金係の丹野です。最後に、賃金室長の門脇です。よろしくお願ひいたします。

当審議会は、山形地方最低賃金審議会運営規則第 6 条により審議会会長が議長を務めることとなっております。昨年、公益委員の村山委員を第 53 期の山形地方最低賃金審議会会長として選出しております。ここからは村山会長に議事を進めていただきます。村山会長よろしくお願ひいたします。

○村山会長

引き続き会長を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、本日の審議会について、委員の出席状況や公開状況について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

当審議会の会議開催に必要な委員の定足数は最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により委員の 3 分の 2 以上、又は公労使委員の各 3 分の 1 以上の出席が必要と定められております。本日は、公益委員 5 名、労働者側委員 5 名、使用者側委員 4 名、計 14 名の出席でございますので、定足数を満たし、当審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、審議会の公開状況について申し上げます。本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と諮問文受渡しの部分を許可しております。

○村山会長

それでは、報道関係者の皆様、カメラ撮りは一旦ここまでとしますので、ご着席ください。審議を始めるに当たり事務局から報告事項がありましたら報告してください。

○事務局：門脇

要請関係になります。資料 160 ページ、5 月 30 日に山形県労連より山形労働局長あて「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請書」の提出がございました。要請の趣旨は、最低賃金を大幅に引き上げること、ランク制を廃止し全国一律最低賃金制度を確立すること、中小企業に対する支援制度を拡充すること、などでございます。162 ページ、6 月 28 日付けで山形県弁護士会より、山形労働局長及び山形地方最低賃金審議会あて「最低賃金額の引上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明」の送付がございました。声明の趣旨は、山形県最低賃金を大きく引き上げること、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべき、でございます。164 ページ、6 月 21 日に連合山形より山形労働局長あて「2024 年最低賃金に関する要請書」の提出がございました。要請の趣旨は、最低賃金法第 1 条に定める目的が達せられる最低賃金額に決定されるよう審議会運営に努めること。特定最低賃金について、労使のイニシアティブを発揮した審議となるよう運営すること。最低賃金の履行確保に向けた監督体制を強化すること、などでございます。加えまして、こちらに積み上げてございます。最低賃金を 1,000 円に引き上げること、基幹的労働者にふさわしい特定最低賃金の水準を確保すること、等を求める要請署名 37,013 筆の提出がございました。以上、ご報告いたします。

○村山会長

議事（1）審議会運営規程について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

審議会の運営規程についてご説明いたします。2 ページをご覧ください。最低賃金審議会は、最低賃金法第 20 条から第 26 条及び最低賃金審議会令によって運営されることとなります。最低賃金法及び最低賃金審議会令によって定められていない詳細事項については当審議会の運営規程に則って運営することとなります。主な条文についてご説明いたします。第 4 条、審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について山形労働局長から調査審議を求められたときは最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づいて専門部会をおく、専門部会に関する運営規程は別にこれを定める、と規定しております。4 ページ、5 ページが専門部会の規程でございます。戻っていただきまして、第 6 条、会長は会議の議長となり議事を整理する、となっております。第 7 条、会議は原則として公開とする。ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は会議を非公開とすることができる、となっております。第 8 条、会議の議事については議事録を作成し議事録と会議資料は原則として公開する、ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、となっております。議事録を非公開とする場合には議事要旨を作成して公開する、となっております。こういったところが主な内容でございます。

○村山会長

ただ今説明がありました運営規程について、質問、ご意見はございませんでしょうか。昨年同様のものということでございます、特に意見がなければ、現行の運営規程に則って審議を進めていくことにしたいと思っておりますがよろしいですね。

次に、諮問から答申への流れについて、審議会の公開状況を含めて説明してください。

○事務局：門脇

7ページをご覧ください。諮問から答申への流れについてご説明いたします。本日、これから地域別最低賃金の諮問がなされることになっております。諮問がなされますと、最低賃金法第25条第2項及び当審議会運営規程第4条に基づき調査審議を行うための専門部会を設置することとなります。専門部会は公労使各3名、計9名の委員で構成し、改正金額を調査審議し、審議の結果を部会長から審議会会長に報告することとなります。会長はその報告を受けて審議会において議決し労働局長に答申することとなります。次に8ページをご覧ください。本審については、第2回の意見聴取の部分を除いて全て公開としております。地賃並びに特賃の専門部会については、第1回の合同専門部会は役員選出、運営規定・審議日程の確認につき公開、第2回以降の金額審議は「個別協議方式」で率直な意見の交換を行うことから非公開としているところです。審議会の会議は運営規定上、公開が原則となっており、会議が非公開とするかどうかの判断は、本審議会にあっては会長、専門部会にあっては部会長の権限となっておりますので、あらかじめ審議会全体で運用方針を確認しておきたいと考えております。

○村山会長

ただ今説明がありました諮問から答申への流れと、議事の公開案について、質問、ご意見はございませんでしょうか。特に意見がないようですので、説明あった内容で審議を進めていくことといたします。議事の公開非公開は昨年度と同じ取扱いとします。

議事（2）山形県最低賃金の改正決定について、山形労働局長から諮問を受けることといたします。報道機関の皆様、諮問文の受け渡しの場面の撮影を許可いたします。

○小林労働局長

山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形労働局長小林学、最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第12条の規定に基づき、山形県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2024に配意した、貴会の調査審議をお願いする。よろしく願いいたします。

○村山会長

報道関係者の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。諮問の理由について山形労働局から説明してください。

○松岡労働基準部長

ただ今、山形県最低賃金の改正につきまして、本審議会に調査審議をお願い申し上げたところでございますが、諮問の理由につきましてご説明を申し上げます。本県における現下の経済状況について、6月12日に山形県が発表した経済動向月例報告では、「本県経済は、緩やかに持ち直しているものの、このところ弱含みの動きとなっている。」と総合判断しております。一方、分野別では鉱工業生産につきましては、「弱含みの動きとなっている。」と判断しております。また、雇用情勢につきましては、6月28日付けで発表しております県内の有効求人倍率は1.32倍で東北では一番高い数字となっており、基調判断としては、「山形県内の雇用情勢は、高水準を維持しているものの、改善の動きが弱まっている。今後とも、物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」としています。本

県の賃金については、毎月勤労統計調査地方調査結果速報によりますと、令和6年4月のきまって支給する給与は、5人以上の事業所は前年の同じ月より1.4%増加、30人以上の事業所でも同じく1.0%の増加となっております。このような状況を踏まえまして、山形県最低賃金の改正決定が必要と考え、ご審議をお願いいたしたく、諮問をさせていただいたところでございます。どうか十分にご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○村山会長

ただ今の説明について何か質問等はございませんでしょうか。特によろしいでしょうか。事務局から関連する資料を説明してください。

○事務局:那須

それでは諮問の背景に関わる資料についてご説明させていただきます。13ページ、資料Ⅲ—1、4月4日に日本銀行が発表した地域経済報告になります。4月時点の景気判断が載っております。全国の状況と、東北の部分を抜粋しております。後ほど参考にご覧いただければと思います。

28ページ、資料Ⅲ—2、5月20日に日本銀行が発表した地域経済報告の別冊シリーズになります。1990年代半ば以降の企業行動等に関するアンケート調査の集計結果について掲載されております。後ほど参考にご覧いただければと思います。

70ページ、資料Ⅲ—3、7月1日に日本銀行山形事務所が発表した山形県企業短期経済観測調査結果になります。県内企業88社から回答があり、76ページからまとめが載っておりますが、6月調査では、製造業、非製造業ともに改善し、全産業ではマイナス2と前回調査から13ポイント改善しました。製造業は、鉄鋼・非鉄金属・金属製品、電気・輸送用機械などが改善したため、全体ではマイナス11と前回調査から6ポイントの改善となりました。非製造業は、建設、卸・小売、運輸・郵便、電気・ガス、宿泊・飲食・対個人サービスが改善したため、全体では6と前回調査から19ポイント改善しました。また、先行きについては製造業、非製造業ともに改善するため、全産業では今回調査マイナス2から9月予測5と7ポイントの改善を予測しています。

78ページ、資料Ⅲ—4、6月24日に日本銀行山形事務所が発表した山形県金融経済概況になります。全体感は、一部に弱さがみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している。最終需要の動向は、公共投資は弱めの動きとなっている。設備投資は横ばい圏内の動きとなっている。個人消費は一部に弱めの動きもみられるが、底堅く推移している。住宅投資は弱い動きとなっている。生産は持ち直しの動きが足踏みしている。雇用・所得環境は持ち直している。消費者物価は前年を上回っている。となっております。

83ページ、資料Ⅲ—5、6月19日に山形県が発表した山形県景気動向指数の令和6年1月から3月分までになります。令和6年3月の山形県景気動向指数は、前月と比較すると先行指数は0.1ポイント降下、一致指数は2.4ポイント上昇、遅行指数は4.7ポイント上昇しております。後ほど参考にご覧いただければと思います。

100ページ、資料Ⅲ—6、6月28日に山形県が発表した令和6年4月速報の山形県鉱工業指数になります。季節調整済指数が110.8と、前月に比べ6.3%の低下、2か月ぶりの低下となっております。東北は前月に比べ3.3%上昇、全国は0.9%低下しております。

116ページ、資料Ⅲ—7、6月28日に山形労働局が発表した今年5月の雇用情勢になります。概況としては、有効求人倍率は前月を0.01ポイント下回っているが、新規求人倍率は前月を0.04ポイント上回っております。基調判断としては、山形県内の雇用情勢は、高水準を維持しているものの、改善の動きが弱まっている。今後とも、物価高騰等が雇用に

与える影響に留意する必要があるとしています。

130 ページ、資料Ⅲ—8、ハローワーク山形で集計した、今年4月分のパート労働者の求人・求職賃金に関する情報になります。左上の黄土色のところですが、各職業の合計で、求人賃金の上限の平均が1,109円、下限の平均が1,015円です。求職者が希望する求職賃金の平均は987円となっています。

○事務局:丹野

131 ページ以降ご説明いたします。はじめに、全国及び山形の各種統計の推移になります。こちらにつきましては、皆様のお手元にダブルクリップでまとめている、資料作成時に参照した資料について、という表題の別冊資料をお配りしておりますが、これらの資料から数値を拾って作成したものになっております。各資料の詳しい内容等については、後ほどご覧いただければと思います。131 ページ、こちらは、昨年の審議時からご提供している資料となっておりますが、雇用関係、物価関係、賃金関係の主要統計について、全国と山形を比較及び推移を掲載したものとなっております。各統計について、資料作成時点での最新の公表データについて申し上げます。

雇用関係につきましては、有効求人倍率を掲載しており、全国では1.24倍、山形では1.32倍となっております。物価関係につきましては、消費者物価指数及び国内企業物価指数を掲載しております。消費者物価指数について、全国は前年同月比3.3%の上昇、山形は前年同月比4.2%の上昇となっております。

消費者物価指数は中賃において、持家の帰属家賃を除く総合を参照していることから、当該資料においても持家の帰属家賃を除く総合の数値を用いております。机上にお配りしております、第1回目安小委員資料、NO4足下の経済情勢等に関する補足資料の17ページに消費者物価指数の指標に係るペーパーがございますので、後ほどご覧いただきますと思います。

資料に戻りまして、国内企業物価指数は前年同月比2.4%の上昇となっております。続きまして、賃金関係については毎月勤労統計調査の結果について掲載しております。名目賃金については、全国は前年同月比1.6%の上昇、山形は前年同月比0.1%の上昇となっておりますが、実質賃金は全国で前年同月比1.2%の低下で25か月連続の低下、山形は前年同月比3.8%の低下で4か月連続の低下となっております。全国と山形の格差については、年平均の推移をご覧いただきますと徐々に縮小傾向にあることが見て取れますが、月ごとにみると拡大と縮小を繰り返している状況です。表の下のほうに最低賃金が改正された10月を起点に単純平均した数値を2年分掲載しております。その下段の方、令和5年10月を起点にしたものをご覧いただきますと、有効求人倍率は全国で1.27倍、山形は1.33倍。消費者物価指数は全国で3.2%の上昇、山形は4.0%の上昇、国内企業物価指数は0.9%の上昇。名目賃金では全国は1.2%の上昇、山形は0.8%の上昇。実質賃金は全国で1.9%の低下、山形は3.1%の低下となっております。実質賃金は、現状全国、山形いずれも低下している状況でございます。今春の賃上げ等の状況を踏まえ、今後の調査数値に反映されてくるものと考えられるところでございます。

また、令和5年10月以降については、消費者物価指数において、全国よりも山形の伸びが大きいことが見て取れます。物価の上昇には今般の円安やそれらに伴う輸入コストの増加など様々な要因が考えられ、どのような原因により山形のほうが伸び率が大きいとまで、明確な理由まで把握することはできませんが、お配りしております、資料作成時に参照した資料についてという冊子の中に山形の消費者物価指数に係る資料がございます。その資料の2ページ目、皆様の資料に付箋をつけさせていただきましたが、どのような品目が上

昇しているか記載がございます。下のほうに、寄与した内訳として自動車等関係費などが挙げられております。その中でガソリン代に注目してみました。資料 133 ページをご覧ください。資源エネルギー庁の調査よりレギュラーガソリンの価格について、令和 5 年 1 月以降の推移を作成いたしました。全国及び東北各県の数値を掲載いたしました。山形の価格が頭一つ抜けて高い状況でございます。他県よりも高くなっていることについて、一般的なこととして言われていることは、製油所からの距離が遠く、県内へ輸送するためのコストがかかることが考えられます。宮城のように製油所がある県では価格が抑えられている状態です。

また、133 ページのグラフ下に参考として記載いたしました。令和 5 年 4 月と令和 6 年 4 月の第 1 週目の月曜日時点におけるレギュラーガソリンについて価格を調べてみたところ、山形においては令和 5 年 4 月 174.5 円でありましたが、令和 6 年 4 月は 182.1 円と 7.6 円価格が上昇しておりました。全国では令和 5 年 4 月は 168.1 円、令和 6 年 4 月は 174.6 円 6.5 円の上昇であったため、山形のほうが 1.1 円上昇幅が大きかったものです。どの程度ガソリン価格の上昇が物価上昇にどこまで影響したのかまで測れませんが、一要因として考えられるところがございます。1 枚戻っていただきまして、132 ページには、131 ページの数値をグラフ化したものを付けておりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

続きまして 134 ページ、全国及び山形の各種統計の推移（2）になります。こちらは山形県の特定最低賃金が製造業及び自動車関連産業であることから、鉱工業指数と新車登録台数の数値を掲載したものを作成いたしました。その他、経済動向として、倒産企業の件数や失業率についても掲載しております。こちらも次のページにグラフ化したものをつけてございます。全国、山形の各統計に係る推移について見て取れますのでご覧いただければと思います。なお、こちらの資料については、山形県経済動向月例報告の公表を待つて作成しております。

続いて、136 ページ、資料Ⅳ-2 山形県の最低賃金の推移となります。平成 27 年から令和 5 年までの地域別最低賃金及び特定最低賃金の推移を掲載しておりますので、詳しくは後ほどご覧ください。

137 ページ、資料Ⅳ-3 山形県の賃金水準です。表の右側、令和 5 年の欄をご覧くださいますと、東京を 100 とした場合山形は 80.9 となり、昨年より 1.2 ポイント、差額については 5 円の格差縮小となりました。同様に、全国を 100 とした場合山形は 89.6 となり、昨年より 0.7 ポイント、差額については 3 円の格差縮小となりました。その他、賃金構造基本統計調査結果についても掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、138 ページ、資料Ⅳ-4 東北 6 県の最低賃金改正状況となります。上から 2 つ目の表をご覧くださいますと山形との比較を掲載しております。令和 5 年の改正により、宮城との差額は 23 円、福島との差額は 0 円、青森との差額は 2 円、岩手との差額は 7 円、秋田との差額は 3 円となりました。昨年は目安に 7 円上乗せしたこともあり、B ランクの宮城、福島との差額を縮小させ、福島とは並ぶ結果となりました。

続いて、139 ページ、資料Ⅳ-5 東北 6 県の賃金時間額特性値となります。こちらは毎年実施しております基礎調査の結果を基に作成しております。表をご覧くださいまして、各特性値を比較しますと、山形は第 1・20 分位数は東北 3 位、第 1・10 分位数及び第 1・4 分位数は福島を抜き 2 位、中位数は 3 位という結果となっております。下には過去 3 年分のデータも掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

続いて、140 ページ、資料Ⅳ-6 山形市の標準生計費の推移となります。上段の表をご覧ください。こちらは世帯人員 1 人の世帯における生計費の推移となります。昨年と比較し

ますと、いずれの項目においても上昇していることがわかります。昨今の物価上昇が継続していることは一因になっているものと推測いたします。下段は世帯人員1人から5人までの数値を掲載しております。世帯人員2人及び3人は昨年よりも減少し、それら以外については上昇した結果となっております。

また、141ページには参考として特性値等に関する解説資料もつけてございますので、ご活用いただければと思います。統計関係の説明につきましては以上になります。

続きまして、142ページ、資料V最低賃金引上げに向けた中小企業への支援状況でございます。昨年、業務改善助成金は事後申請を可能としたことや助成額の引上げ等利用しやすい制度となるよう更なる改善を図ったところでございまして、使用者団体・労働組合の皆様のご協力もいただき、令和4年81件だったところ、令和5年は214件と約2.6倍増加いたしました。なお、事後申請は令和6年1月末で終了しております。引き続き周知広報に努め、賃金引上げの環境整備に係る情報発信を行って参ります。

143ページ以降、閣議決定されたものの中で最低賃金に関連する部分を抜粋したものをつけてございます。143ページ、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版になります。148ページから149ページにかけて囲みをつけておりますが、2030年代半ばまでに1,500円の達成や地域間格差を是正することなどが明記されました。

続きまして、154ページ、今年度の骨太の方針になります。めくっていただきまして、156ページになりますが、グランドデザインと概ね同じ内容が掲載されております。

その他、山形県の最低賃金リーフレットと賃金引上げに関するパンフレット、また、昨日連合の最終集計が公表されましたので、机上配付しております。全体集計で5.10%と5%を超える数字となっております。詳細につきましては後ほどご覧いただければと思います。説明は以上になります。

○村山会長

ありがとうございました。ただ今の資料関係の説明について質問はございませんでしょうか。大量の資料がございまして、この場で思いつくのはなかなか難しいと思います。持ち帰って疑問に思うことがありましたら、事務局へ寄せていただければと思います。

それでは本日、諮問を受けておりますので、現段階において、労使各側のご意見を承りたいと思います。まず労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

連合山形の石川でございます。労働者側の基本的な考えを述べさせていただきます。昨年、山形県最低賃金は46円引上げて900円となりました。しかしこの金額で年間2000時間働いたとしても年収180万円程度にしかならず憲法で定めるところの、健康で文化的な最低限度の生活を営むことなどは到底できる状況ではありません。本年度に入っても山形県は物価が高止まりしております。先ほどご説明ありましたけども、全国と比べると物価水準が高い状況であります。実質賃金は低迷を続けております。働く者そしてその家族、また県民の生活はまだまだ厳しく苦しいままでございます。全国加重平均は1,000円を超えましたが、世界的に見ても日本はまだまだ低水準であります。政府は2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円と打ち出しており配慮も必要ですけども、県内においてはまずは誰もが1,000円を早期に実現してまいりたいと考えております。県の最低賃金900円は全国加重平均との額差が104円、中央との額差が213円もあります。経済格差での多少の額差は理解できますが、このことは山形県の最重要課題でもある中央や隣県への、特に若年層労働力の人口流出にも影響しておるのではないかと考えております。地域間格差、また

地域間額差の解消も大きな課題であるのではないのでしょうか。

さらに県内では子育て貧困層が拡大傾向にあります。令和元年県調査の発表によりますと、多くの母子家庭において最低賃金近傍での就労を余儀なくされていることが浮き彫りとなっております。さらにそのことは、山形県の大きな課題でもあります、少子高齢化、人口減少を拡大することにもつながることが懸念されるのではないのでしょうか。最低賃金引上げによる暮らしの底上げは非常に必要不可欠であると思っております。賃金は労働者にとって生活の糧であります。どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準が確保されるべきです。セーフティーネットである最低賃金は非常に重要です。とは言え、県内の中小零細企業においては長引く人手不足や企業物価指数の高止まりだったり、労務費確保のための価格転嫁が思うように進まなかったりと企業様におかれましても課題は山積しておるものと認識しております。価格転嫁ができる環境整備のため、私たちが日々各行政への支援策のさらなる拡充や市民、県民に向けての周知のための大衆行動だったり、組織内で各研修会だったりと取り組みを進めております。さらに取り組みを続けて強力に推し進めていきたいと考えております。

先ほど、日銀短観のお話がありましたが、業況判断D Iは前回3月調査からマイナスとは言え大幅に改善しております。次回9月調査ではプラス圏に転じる予想となっております。収益改善に伴って企業マインドが回復し、設備投資の増加や人への投資につながる非常に前向きな傾向ではなかろうかと感じております。県内は全国的に見ても転嫁率は高くありませんが、少しずつ1歩ずつ価格転嫁への取組は多少なりとも進んでおるのではないかと分析しております。今求められるのは雇用の安定とともに経済社会の活性化の源となる消費を下支えする人への投資です。最低賃金を早期に誰もが1,000円に引き上げまして、最低賃金近傍で働く方々の生活の安心安全を確保すると同時に監督行政強化のもと、実効性を高めていくことが非常に注目されておるのではないのでしょうか。連合山形はこのような状況を踏まえまして、全ての働く者の底上げ底支え、格差是正そして山形県最低賃金の大幅引上げや法の遵守について広く県民に訴えまして、理解を求めて署名運動を行ってまいりました。事務局から紹介ありましたが、21日現在37,031筆の多くの賛同を得ております。多くの県民の声として重く受け止めていただき、山形県の最低賃金はどうか審議会でお互い納得ができるよう真摯に議論していきたいと考えております。

○村山会長

ありがとうございました。使用者側いかがでしょうか。

○使用者側：丹委員

経営者協会の丹です。使用者側の基本的姿勢も含めて、考え方は専門部会で主張させていただきたいと思っております。基本的に、物価高騰が働く人、働いていない方も含めて非常に生活を圧迫しているという認識は我々も持っております。ただ、物価が高騰するということは、企業物価、原材料費、エネルギー価格の上昇が当然企業経営を圧迫していることは間違いありません。一方で人材を確保するために一定程度の賃上げをしないと人材が集まらないという状況にも陥っています。よく言われるのは、若年層特に女性の県外流出が深刻で低賃金が大きな要因になっていると言われてはいますが、受け入れる山形の企業の苦労苦衷というものも相当にございます。その辺どうやってバランスをとっていくのか、古くて新しい問題ではありますが、ともに知恵を出しながら改善できればと思っております。賃金決定の3要素ございますよね。生計費、賃金水準、企業の支払能力。このうち支払能力はあまり重視されない傾向で議論されてきましたけど、人手不足に悩む中でこうい

った景況の中で企業にどの位支払能力があるのかと、大企業のようにお金をため込んでいるのはどれだけ県内にあるのかということをもう一度考えていただきたいと思います。

我々の協会のアンケート調査でも賃金は上げる、ただ必要以上、経営体力以上の賃上げをしぶしぶながらと言いますか、強いられたという表現が適切かわかりませんが、せざるを得なかったというところが結構ございます。一部の方々が主張されている、賃金が払えないところは淘汰されてしかるべきだということまで極論として論議していくのかどうか、極論はそういうことだと思ふんですよ、本当に賃金を引上げるにはね。我々が地域社会にそれを許していいのか。連合さん、経団連、日商さんの春季交渉における賃金引上げ率が発表されました。連合さん労働組合のある大手企業の平均ですから、賃金の高い方々の数字であります。300人未満の統計若干下がりますよね、経団連、日商さんもありです。例えば、20人以下、5人未満とか本当に最低賃金のレベル強で働いている方々、引上げが必要な方々に近い人の統計というのはなかなか出てこないですよ。引上げ率は本当に低いと思います。そういった経営者、働いている人々のことも考えながら我々議論する必要があります。これから目安審議が本格化して、今年も去年以上の高い目安が出るだろうと予測されていますけども、中賃最低賃金審議会の経過も参考にしながら、これから公益を交えて労働者側と真摯な議論を重ねていきたいと思ふます。

○村山会長

ありがとうございました。他にご意見のある委員はいらっしゃいますか。

○使用者側：木村委員

山形商工会議所の木村と申します。足下の経済情勢ということで、先ほど倒産件数の資料もございましたけども、令和4年度の倒産件数からみると令和5年度の倒産件数が倍増しており60数件といった形になっております。令和6年度の上期、4、5、6月まで非常に多くの倒産が出てきております。3か月だけで17件、報道等でありますけどもきらやか銀行の関係であるとか企業経営が厳しくなっている企業が多くなってきております。そういったデータを裏付けるかのように、信用保証協会が実施している代位弁済、企業が破綻して払えなくなったものを代位で弁済するわけですけど、その状況が令和4年度234件、38億円でしたけど令和5年度に入りまして、405件とほぼ倍増して、47億と、企業経営そのものに物価上昇など含めて、色んなしわ寄せが来ているというふうに私どもとらえております。

価格転嫁についても、県内企業下請けが大半になります。取引先との関係でもなかなか価格転嫁が進まないといったこともありまして、特に進まないのが労務費、エネルギー関係の経費こういったところなかなか取引先から認めていただけないということでかなり苦しんでいる現状がございます。昨日、連合さん春闘の回答結果をまとめていただいたわけですけども、従業員99人以下など分類的に引上げ率を整理させていただいておりました。山形県内企業の事業所の状況を見ますと、20人未満が9割となっています。99人以下のところは99%ということでもあります。そうしたところ連合さんで従業員数に応じた引上げ率などの整理していただいておりますので、ぜひそういったところも踏まえながら議論させていただければと思っております。

○村山会長

他にございませんか。今日のところはこの程度とさせていただきますして、議事(3)に進みます。審議日程について、今後の審議日程について事務局案を説明してください。

○事務局：門脇

9 ページ、資料Ⅱ－1 をご覧ください。審議日程についてご説明いたします。まず、中央最低賃金審議会の日程ですが、6月25日に諮問がなされました。その後、4回か5回、目安小委員会で審議が行われ、7月下旬までに目安額が答申されるという流れで進むものと想定されます。当審議会は、本日、地域別最低賃金の諮問を受け、今後は、関係労使からの意見聴取、中央最低賃金審議会から示される目安額の伝達、地域別最低賃金の答申、特定最低賃金の改正の必要性の諮問及び答申、地域別最低賃金の答申について異議の申出があれば異議の取扱いについての審議、さらに、特定最低賃金の必要性に係る答申の内容によりませんが、特定最低賃金の調査審議の諮問に係る本審議会の開催が必要となります。今年度の審議日程についての事務局案を申し上げます。本日の第1回本審議会に続きまして、7月29日に第2回本審議会に関係労使参考人からの意見聴取、目安額の伝達等を行い、地域別最低賃金専門部会については、同日、第2回本審議会終了後に第1回の専門部会を開催し、部会長の選出と第2回目以降の専門部会の日程を決めていただきます。事務局案としては、7月31日、8月5日、7日、9日、20日での開催を考えております。8月21日第3回本審議会に答申をいただきまして、9月9日第4回本審議会に異議申出があればその取扱いについて審議していただき、ここで異議を認めず、答申のとおりとするとなった場合には直ちに官報公示の手続を進めまして、10月19日から効力発生となる日程に進めさせていただきたいと考えております。また、特定最低賃金につきましては、8月21日の第3回本審議会に改正の必要性の諮問と審議、9月9日の第4回本審議会に改正の必要性についての答申、必要性有りとなった場合には改正の諮問を行います。その後、専門部会で審議いただきまして、例年どおり12月25日から効力発生とするには、答申をいただく本審議会を10月25日までに開催する必要があります。特定最低賃金専門部会については、おって、日程調整をさせていただきます。

○村山会長

ただ今の事務局案について、質問等がございますでしょうか。9月9日までの日程につきましては委員の皆様のご都合を事前にお伺いした上で調整したものですので、この日程でご了承いただけますでしょうか。（異議なしの声。）それではこの日程を進めることといたします。

続いて、議事（4）専門部会の設置について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

専門部会の設置及び専門部会委員の任命についてご説明いたします。本日、山形労働局長から山形県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項及び当審議会運営規程第4条に基づき、山形県最低賃金専門部会を設置することとなります。つきましては、本日から2週間、7月18日までの間、専門部会委員の推薦を募ります。推薦のあった方の中から労使、各3名の委員を任命いたします。公益委員につきましては本審議会委員の中から3名を任命いたします。

○村山会長

専門部会に関するただ今の説明について何か質問はございませんでしょうか。

議事（5）に進みます。関係労使からの意見聴取について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

7月29日午後1時30分から開催予定の第2回本審議会におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、関係労使の代表、それぞれ3名以内の方から最低賃金の改正決定に係るご意見をお聞きしたいと考えております。なお、意見聴取に関する公示を本日から3週間、7月25日まで行いまして、書面での提出を受け付けることといたします。

○村山会長

そのような進行ということで労使各側ともよろしいですね。では、改めて、今後の審議日程を改めて確認したいと思いますので、もう一度説明してください。

○事務局：門脇

それでは再度日程を確認していきたいと思っております。9ページをご覧ください。第2回の本審議会を7月29日午後1時30分から開催し労使各側参考人の方からの意見聴取、目安の伝達等を行うこととします。第1回専門部会を7月29日、本審終了後、休憩を挟み開催します。そこでは部会長、部会長代理の選出などをしていただきます。その後は、7月31日、8月5日、8月7日、9日お盆を挟みまして、8月20日まで、計6回の開催を予定しております。8月21日午後1時30分から第3回本審議会を開催し、答申をいただきまして、その後、特定最低賃金の必要性の諮問を行います。9月9日に第4回本審議会を開催し、異議の申出があれば異議の取扱いについて審議いただき、異議を認めないとの結論になれば直ちに官報公示の手続に入ります。また特定最低賃金の必要性に係る答申をいただきまして、必要性が認められる場合は特定最低賃金の改正諮問を行う、という流れで進めさせていただきたいと考えております。

○村山会長

今年度の審議日程につきましては、従来よりも後ろ倒しでお盆過ぎてから専門部会最後の審議と、それを受けての本審議会が予定されております。これは近年の傾向として各地の審議状況を見て、参考にしながら山形県最低賃金を決定することができるようにということで、発効日が遅れることになるわけですが、より万全な審議体制をとりたいということでこの日程になっていると、その点について労使双方からご理解を得ているものと理解しております。そのような理解のもとこの日程で進めるということでよろしいですね。(異議なしの声。)では、そのように進めさせていただきます。

議事(6)その他ですが、各側からこの場で何かご発言の希望はございませんでしょうか。それでは、次回の本審議会について確認します。第1部では関係労使の参考人意見聴取、第2部では目安伝達、基礎調査結果の報告を受けることとなります。もし目安が間に合わない場合はここに入らないこととなりますが、何とか間に合うという想定の下、予定しております。参考人意見聴取の第1部につきましては例年会社の中での具体的な数字の話や実情が出ることが通例でありますので、審議会を非公開にしたいと思っておりますがいかがでしょうか。(異議なしの声。)では、参考人意見聴取の部分は非公開とさせていただきます。

最後に、本年度の審議会につきましてもタイトな日程でのご審議をお願いすることとなりますが、県民の期待、注目も更に大きいものと思われまますので、全会一致での答申に向けて、労使各側委員のご協力を重ねてお願いをしたいと思います。これをもちまして第1回審議会を終了します。ありがとうございました。